

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	厚木市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/totokezei/todokede/bangose

執行機関名 厚木市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚木市母子家庭等家賃助成条例(昭和54年厚木市条例第11号)による母子家庭等の家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	45	
番号法別表第2の項	65	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表の5 厚木市母子家庭等家賃助成条例(昭和54年厚木市条例第11号)による母子家庭等の家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	厚木市母子家庭等家賃助成条例(昭和54年厚木市条例第11号) 第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭等に対し家賃の一部を助成することによって、母子家庭等の生活の安定と向上を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		厚木市母子家庭等家賃助成条例(昭和54年厚木市条例第11号) 厚木市母子家庭等家賃助成条例施行規則第2条(昭和54年厚木市規則第13号)